

熱・壮年には元気を!
若者には夢を!

第16号

維新の風

発行所

小原一浩事務所

池尻中1-2-10

☎072-289-9508

✉ sik@hb.tp1.jp



光陰矢の如し、同士に押されて市会議員になり早や4年、再び統一地方選挙の年が巡って来ました。市民に活動を広く知っていただくのが議員の使命だと考えて発行してきた「維新の風」の第16号をお届けします。

大阪狭山市議会議員 **小原かずひろ**



プロフィール

おはら かずひろ
小原 一浩

- 狭山東小学校・狭山中学校・府立泉陽高等学校 卒業
- 大阪外国語大学(現大阪大学外国語学部) 卒業
- 大阪市立大学法学部 卒業
- ★ NPO法人ふれ愛さやま事務局長
- ★ 介護支援専門員(ケアマネージャー)

小原かずひろホームページもご覧下さい。
<http://oharachan.com>

ブログ更新中「Kazの近況と心情」
<http://kenxiaoping.seesaa.net/>



平成27年3月議会 Q&A 小原議員の質問と 行政の答弁

過去4年間で代表質問40問、個人質問69問、合計109問の質問をしました。今回は7つの質問をします。

1) ふるさと納税制度の活用について

質問 今、「ふるさとの納税」が話題になっている。近隣の河内長野市や富田林市でもこの制度を奨励している。1万円を寄附すればおよそ半額の特典がつく。寄附金の半額を市が受け、事業者が半額の商品を売れる。例えば、河内長野市からは天野酒が贈られてくる。寄附をした人は確定申告をして税額の控除を受けられる。狭山ブランドを興して、特典として配布できれば地産品の活性化にもなり、市の情報発信にもなる。市の見解を伺う。

答弁 政策調整室長

納税が金銭等の無償の供与としての寄附金であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度である。本市も制度の趣旨に沿った形での取り組みを充実させていく中で特産品を贈ることも検討していく。

要望 当市には、「ブドウ」「池もろこ」なども有るので是非とも考えて欲しい。

2) 市の業務の第3セクターへの委託に関して

質問 ある利用者から本市の地域包括支援センターがこの年末年始にかけて9連休だったと聞いた。毎日世話が必要な要支援者や障害者への支援を担当している支援センターが年末年始にかけての9連休は良くない。「地域包括支援センター」は市が社会福祉協議会へ委託している事業である。社会福祉協議会は一民間団体であり、公務員としての法律の規制はない。市と連携を蜜にするのは良いが、そこへ殆どの事業を委託するのは如何かと思う。市の見解を伺う。



答弁 保健福祉部長

地域包括支援センターはその業務内容は介護予防事業に関するケアマネジメント業務や高齢者の総合相談支援業務、権利擁護業務と認知症総合推進業務などを担当している。年末年始の休業日中に関しては、地域包括支援センター職員と連絡がとれる体制を取っていてこれまで特に問題が発生していないので現状を変更する考えは持っていない。

要望 まず、問題なかったとのことだが、民間は年末も年始も動いている。包括支援センター自身の長期の連休は改善する方が良い。もう一つ、指定管理者のさやま荘、相変わ